ささえあい

No.11

発行／前橋・在宅ケアネットワークの会
事務局 〒371-0045 前橋市緑が丘町26-1(市ボランティアセンター内)
TEL／FAX 027-235-6283
受付時間帯 9：30～12：30
郵便振替口座 00150-2-155119

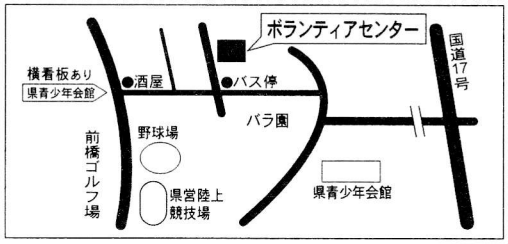

介護保険の周辺

介護保険 認定始まる

最近の新聞やテレビの番組等々、介護保険に関係した記事が多くなっている。10月1日から要介護・要支援認定の申請受付が始まり、介護保険制度のスタートに向けて見切り発車的ではあるが、関係する職種の方々が様々な動きを見せている。

介護保険のシステムを理解した上で、サービス利用ができる方々がどれくらいいるのか疑問に感じる。介護の現場では高齢者が高齢者を介護している老老介護や、子供たちが一緒に住んでいても生活は別々であり、どの福祉サービスをどう利用しているかについて無関心であるのが現実である。その人たちが介護保険制度を理解するのは難しい。

今回このような状況下で、利用者の囲い込み問題が表面化し、厚生省は居宅介護支援事業者による利用者の「囲い込み」には厳しく指導するよう都道府県に求めた。

ケアプランを作成し、サービスの手配をするケアマネージメント業務を「居宅介護支援」として法律に位置づけたことは介護保険の掲げる理想の一つだ。在宅では一人の高齢者が介護や看護など様々なサービスを利用することが必要となり、適切な利用を支援する機関が必要なためだ。

事業は幅広く民間に開放されることになったが、利用者側に立ってあくまでも公正中立な立場で業務を行う事ができるよう、省令に規定が盛り込まれている。

多くの居宅介護支援事業者がサービス事業者と「兼業」。介護報酬も兼業を前提に設定されている。行政側の理想通りの公正中立を望むのは難しいのが現実だ。逆に、新規参入の事業者からは、「行政、社協、社会福祉法人が利用者を独占している」と従来のやり方を変えない行政に、不満の声も出るようになっている。

行政ルールと市場原理のぶつかり合いが始まっているのだ。行政指導だけでは対応できない。

悪質な事業者が自然に淘汰される仕組みを急ぐ必要がある。それには一つに、利用者に制度の利用の仕組みやケアマネージャーの役割を周知し、個々に立てられたケアプランが適切であるかを点検・判断することが大切である。二つに、相談・苦情の窓口を設けるなど、サービス事業者が適切にサービスを提供しているかを評価することである。

さて、その担い手はどこにいるのか。行政であるとしたら…地域の高齢者と一番近いところに位置し、現状を把握し、そのニーズを知り、役立てる方法論を知っているのは誰なのか。また、行政以外には…市場原理からすると、第三者的評価機関が考えられる。NPOなどでオンブズマン的な存在が適切なのではないだろうか。

介護認定が始まろうとする今、一歩先にでて前橋市としての姿勢を、見せて行くことはできないものだろうか。

●法人格の取得はいつか●

事務局長　石澤　治

昨年十二月に施行されたＮＰＯ法は、非営利活動を行っている我々にとっては、大きな後楯です。この法にのっとって法人格を取得することは、社会的信用度を高め、「責任のある団体」として認められる最良の方策であって、地域住民に当会をアピールするまたとない機会です。

六月の第三回総会では、会員皆様方のご理解をいただき、法人格取得の議決がなされたことは、大変意義のあることでした。

その後事務局では、申請に必要な書類十六件の作成に鋭意努力してまいりまして、やっと十月中に県庁に提出できる目鼻がつきました。提出書類に特別の不備がなければ、別図の予定にしたがい、来年三月頃には認可がおり、法人としての登記ができるのではないかと考えています。晴れて法人となる日を待ちたいと思います。

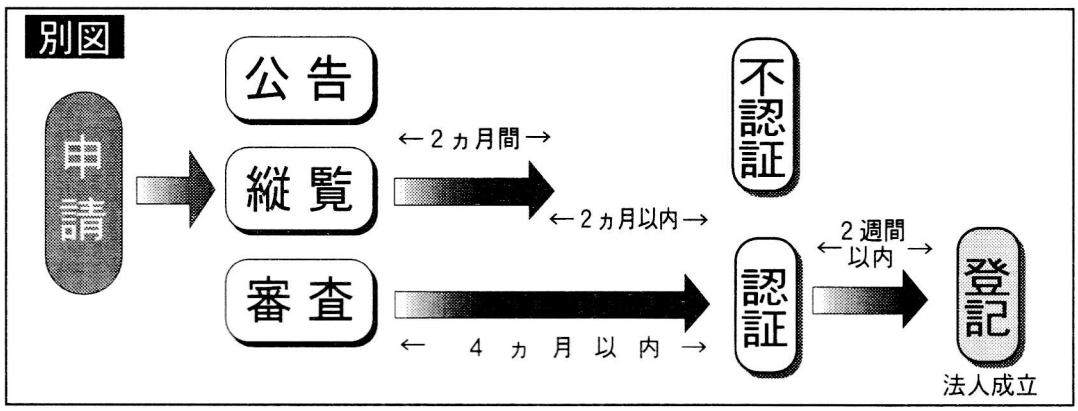

最近に思う

今年の残暑は、いつもより厳しかったと思っていたが、それを裏付けるように、前橋市の九月の平均気温が、二四・四度であって観測史上最高であったと報ぜられた。観測記録のある一〇三年間の九月の平均値は、二一・五度でそれを三度近く上回り、四国や九州並の気温であった。

夏の暑いのはゆるせるが、残暑の厳しいのはやはり身体にこたえるし、精神的にも良くない。これからの爽やかな季節に、心身の回復をはかりたい。

歳のせいか最近物忘れが多くなったような気がする。書き物をしていて、必要な本を二階に取りに行ったとき、ふと違う物に手をのばしてしまい、何をしに来たのか忘れ、また元の所にもどって思い出すとか、忘れないようにメモを取ったそのメモを、どこかに仕舞い忘れたとか……忘れたことを意識できるのだからまだ大丈夫だと思ったり、これも今年の暑さのせいにしようと気楽に考えているのだが？

ミラーという心理学者は、論文の中で、人間が一度に弁別して処理できる情報の数は、七つ前後であるといっている。電話番号のような無意味な数字の記憶は七桁程度であり、一週間は七日、ドレミの音階は七音が基であるし、大自然の虹の色は七色で、七という数は、われわれの生活と密接な関係があるようである。

日常生活を考えてみると、われわれは、今迄に身についている生活様式や習慣によって、本能的に行動することが多いが、新しい事態にぶつかった時には、考えて処理することが必要となる。しかし高齢になるにしたがい、思考力・判断力が低下し、物忘れもひどくなり、記憶力も七から五以下まで落ちてしまい、新しい事柄に対応するには時間がかかるようになる。

少し痴呆のある老人をやむをえず入院させると、痴呆が進むように見えるのは、新しい環境になじめずに、すぐに身体が反応しないからであって、それに気付かないでいると、本当に痴呆が進んでしまうといわれる。痴呆の初期においては、当人の周りの人達の心くばりがいかに大切であるか、また在宅での介護の重要な点も、ここらにあるのではなかろうか。

（石澤）

「各地区介護保険説明会」

説明会場を回って見て

吉江福子

公的介護保険の実施を前に前橋市では去る八月二十三日から九月十三日までにわたり、昼・夜二回に分け説明会が実施されました。

会場は十三会場でしたがそのうちいくつか回った会場から報告します。

出席者について多い所では百二十名。少ない所で十七名と差があるようですが、平均四五・五名（市の調べ）と関心の高さが伺われました。

各会場ともまず市の方からの説明で始まり、その後前橋・在宅ケアネットワークの会から派遣された医師のお話と質疑応答という順番で進められました。説明については、厚生省老人保険福祉局監修のパンフレットと市の介護保険課で作成された資料に基づいて行われましたが、初めての方でも分かり易いものでした。

各会場とも熱心に聞かれる方が多く、回数が重なる毎に関心度の高まりを感じました。

説明後の先生方のお話しは短い時間の中で痴呆について、骨粗鬆症について等、高齢者の疾病から生活全体に関係するお話までと内容が沢山あり、参加者にとって介護保険のみでなく分かり易い老人医療、老人介護のお話を聞く機会となりました。

先生の中には介護専門員の資格を取得された先生もおられ、介護・医療の両面から詳しい説明や質疑応答がありました。

また、初日の上川淵公民館には会長の斎藤先生もお見えになり、講演をなさった反町先生と当会の紹介をされる場面もありました。

今後、ケアプラン作成に当たってはケアマネージャーはインフォーマルな部分も含めて計画を作成していくので、ささえあいは期待の大きい所となると感じました。

各先生のお話は介護保険という新しい制度の難しい説明の中で会場が和やかになる清涼剤の役目もなさっているようでした。

続いての質問の時間では各会場とも真剣に質疑応答が行われました。どの会場でも保険料と給付についての質問が多く出ましたが、特に高齢者を抱える家族の不安の声も沢山聞こえ、未だ方針の決まらない部分を含め、市の職員の方々と先生で丁寧に説明されていました。

質問の内容の一部を紹介致します。

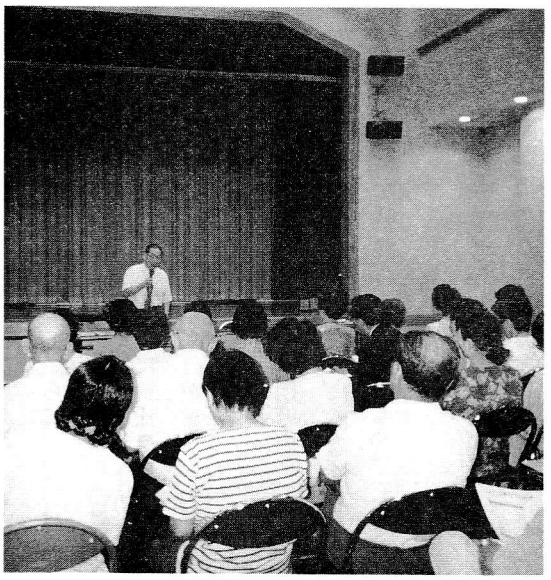

◇保険料の収め方について

・扶養家族の人数と保険料の関係について
・事業主負担について
・失業した場合の支払いについて
・退職者の場合について
・低所得者について
・資産割について
・市町村により徴収額が異なるのは何故か
・上乗せ、横出しについて

◇申請の仕方について

・別居している親を引き取る場合
・申請中に悪化した場合どうするか
・再申請について

◇サービス機関利用について

・現在の前橋市の施設利用の状況と利用見込みについて
・施設サービスと居宅サービス利用について
・サービス機関の選択について
・現在利用している機関を同じように利用するには
・施設利用者が病気になった場合の給付について

◇ケアプラン作成について

・介護支援専門員の選択方法について
・サービス事業者への不信

◇ボランティア等の参加について

◇質問の窓口や市の広報活動について

その他にも沢山の質問がありましたが、まだまだ介護保険に対しての理解は少なく、今後の課題が沢山あることを痛感いたしました。

介護保険について

短いコメントから見えたものは

運営委員　清水秀夫

先日、医療生協の介護支援専門員（ケアマネージャー）が、訪問先のお年寄りの患者から介護サービス計画（ケアプラン）の予約を受け付けていた、ということが大きな問題として取り上げられていました。この一連の騒ぎの中で驚いたのは、事業者の間でそのような動きがあったことではなく、厚生省など行政側の反応でした。

*

厚生省は「ケアマネージャーは公正中立に役割を果たすと信じ、不正な競争は想定しなかった。行き過ぎがあれば自治体は自ら指導すべきだった」（朝日新聞　9・28）とコメントしています。

介護保険制度では、お年寄りがさまざまな介護メニューの中から、必要なサービスを選択することができることになっています。ケアマネージャーは、適切なサービスが利用できるように手助けする機関と位置づけられていて、活動は『公正中立』を求められています。ところが、多くのケアマネージャーは、サービス事業者（サービスを売る側）に属しているのです。

*

問題なのは、ケアマネージャー・サービス事業者という図式を知りながら、ケアマネージャーが公正中立に役割を果たす、と『信じ』ていたという厚生省の皆さんの「ノーテンキぶり」ではないでしょうか。

*

介護保険は、保険料を取る制度です。税金でやっていた時のように、サービスが「足りません」では済まない。充分なサービス量を確保するために、規制していた介護の分野の事業を民間に開放し、競争原理・市場原理を導入することによって、民間事業者の参入を促してきたわけです。

ところが、「競争してたくさん儲けて下さい」と言っておきながら、競争の動きをみせると「不正」だと言い、事業者の行動は「想定」しなかった、と言うのです。そして、口にする言葉は「公正中立」。公正中立な競争原理・市場原理なんてありえようはずないですよね。

さらに決定打は「行き過ぎがあれば自治体は自ら指導すべきだった」と他人に責任を押しつけるに至っては開いた口が塞がりません。そして、「利用者の囲い込み」をした事業者には、行政指導をするというのですが、その前にどなたか国語の指導をしていただけないものでしょうか。

*

新聞のコメントの言葉尻を取って、厚生省を批難しようとは思ってません。この程度の出来事が予測できなかったことに大きな不安を感じているのです。

介護保険実施後に、制度の根幹をゆさぶるようなとんでもない出来事が起きる可能性があります。その時に、今回のように「信じ」ていた、「想定しなかった」というコメントが出ないことを期待したいと思います。

—— 地球環境の保全に確かな技術で貢献します ——

省エネ・環境関連事業

大温度差蓄熱空調システム、超大温度差蓄熱空調システム（ウルトラ エコ・アイス）、コージェネレーション、RDFゴミ固形化燃料施設等の設計、施工、研究、開発

大和設備工事株式会社

〒371-0844 群馬県前橋市古市町118 TEL.027-290-1800 FAX.027-290-1896

地域の情報 リアルタイムで!!

モーニングインフォメーション

あさいち・朝生・情報通

月曜～金曜あさ6：55～

お昼のインフォメーション

ふれ愛ワイド

月曜～金曜 ひる0：00～

GTVニュース ジャストナウ 600 630 930

●日曜ニュース＆スポーツ 夕方6：00～

夢・かたち・未来ステーション

群馬テレビ

認 介護保険 施行 え

思いつくままに

元総社地区連絡員　小　室　八重子

いよいよ、十月一日から介護保険の準備が開始されます。私達にとっては、どんな介護を受けられるのか、いろいろな事が云われている最中ですが、私が今までいろいろな講座を受けてわかって来た事は、介護保険に賛成と云われている先先方は「自分で選択して介護を受けられて良い保険だ」といわれることです。

しかし先日、毎日新聞記者の斎藤義彦さんの講演を聞きましたが、介護保険の先進国のドイツでも虐待が明らかになって来ていると聞き、ビックリしました。何故かというと、介護の必要度に応じ、保険給付される介護報酬が低過ぎるため。ある施設長さんは、例えば入居者の二割程度が最高の認定を受けたが、あまりに報酬が低く、これでは老人ホームを経営するのが大変だと云う事です。また、関西の枚方市が全国に先駆けて始めたヘルパーの二四時間派遣事業から、事実上撤退していた事が先日の十八日、わかりました。国がヘルパーの補助制度を人件費補助から派遣回数に応じた支払いに変更したため、ヘルパーが宿直しても派遣されない限り賃金を支払えないため、見切りをつけたのです。「単身、重度障害でも、自宅で暮らせる」と云う同市の先駆的な福祉理念は、介護保険の導入で後退し始めた形になりました。二四時間派遣は、全国一八〇を超える自治体に広がっており、先進市の撤退は影響を与えそうです。

介護保険の認定に漏れた人達が自立するのにはどうすれば良いのでしょうか、今まで自宅でヘルパーさんをお願いしていた方が受けられなくなった場合、行政はどう対処されるのかと思っていましたら、「自己負担をすれば結構です」との事。低所得者が負担出来る金額ではないとなると、先ず家族の者に援助してもらうようになると思いますし、その合い間を地域のボランティアにお願いするといいます。

厚生省の介護保険のあの八五項目を各市でとりあげるのですが、介護認定審査会の六人が合意するのにもさまざまです。これがベストと云う査定は難しいでしょうが、福祉が遠くへいかない様な認定をしていただきたいと願わずにいられません。

これらから私は在宅ケアの会員として、どう活動をすれば良いのかと現在模索中ですが、先日の会議で出た、有償の件、在宅ケアの会員証の件、各地区のアドバイザーの情報交換を密にする事、等は一日も早く実現させて、在宅ケアの会をより以上に良い会にして、それぞれの地域ですべての人々が「生きがい」と「住みがい」をもって生きていけるよう、地域福祉の充実のために必要な研究と実践活動を総合的に推進して行くつもりです。

おまかせ下さい防犯・防災
機械警備　施設警備
ホームセキュリティー　警備輸送
SOK
群馬綜合ガードシステム(株)
代表取締役 川崎　弘
☎ 027-252-5454(代)　FAX 027-251-8388
本社　〒371-0854 前橋市大渡町二丁目1番地の5

回線問屋
NETWORK SOLUTION COMPANY
オフィスにおけるネットワークコンピューティングを強力にサポート！
システム・アルファは豊富な経験と実績をバックボーンに
Computer & Network でオフィスの明日を創造する企業です
システム・アルファ株式会社
本　社：前橋市大友町２－２３－５　TEL 027-253-1800
太田支社：太田市飯田町１０５３ OKビル　TEL 0276-45-5568

講演会
第14回 東地区例会

吉野神経科・内科医 院長 吉野昭男先生

記録　滝沢　康先生

21世紀に向けて人口の高齢化がさらに進むにつれ、痴呆への関心も増し、その対応は医療と福祉の重要な課題となっています。

今回、第14回東地区例会では、在宅ケアにも御功績のある吉野神経科内科院院長　吉野昭男先生をお招きし、「痴呆性老人とのおつきあい――話を聴くことがなぜ癒やしになるか――」と題し、次のような御講演をしていただきました。

痴呆性老人は、今後も増加する傾向にあり、医学、介護、社会対策のみならず、哲学、人間理解にかかわる問題であり、全ての人々に、直接的、間接的に関わる、人生の目的のともいえるような課題である。

まず大切なことは、痴呆という病気を私たちが理解し知ることにある。

痴呆症状の始まりは、①同じことを何度も言ったり聞いたりする。②置き忘れ・しまい忘れをする。③趣味や物事への関心が薄れ、一見、うつ病に似た状態となる。④物の名前が出てこなくなる。⑤時間や場所の感覚が不確かになる。⑥些細なことで怒る。などの症状が若い頃でなく、半年～1年の間に顕著になることから発見される。

さらに痴呆症状が進行すると、その中心症状は記憶の障害であり、特に近接記憶（数分前から数日前の記憶）の障害が認められ、遠隔記憶（昔の記憶）や手続き記憶（自分の体で憶えたこと）は比較的後期まで残存することが特徴である。また、痴呆症状には、記憶の障害以外にも、見当識障害（時間、場所、人などの把握が困難）、言葉の理解の障害、論理性の低下、判断力の障害、性格の変化などがあり、食事、入浴、排泄などの日常生活の困難を伴ってくる。

痴呆が軽度で、記憶の障害が中心の段階では、一応の自立した生活は可能ではあるが、本人は傷つき易く、デリケートな配慮（心のケア）が必要な段階である。さらに症状が中等度となり、記憶の障害が進行し、徘徊が出現、着替え、入浴、排泄等の困難が表われた時は、介護が最も必要かつ困難な段階となり、老健施設などの介護サービスを積極的に利用した方が良い。さらに重度となると常時介護が必要となるが精神的症状に乏しく身体介護が中心となる。この時も、本人は大部分のことを感性的に理解できていると考えて接し、介護することが大切である。

以上のような痴呆という病気の状態を理解し、病気をもつ人として接することが最も大切である。痴呆性老人は、自分の存在自体が、常に脅かされる不安に苛まれ、どのような課程で症状が悪化していくか自分自身でも解り苦悩している。このことを知り痴呆性老人へ接することが肝要である。

具体的な接し方として、①自尊心を傷つけない。（呼び方にしても注意する）②老人のレベル（年齢、好み、興味など）にあわせる。③親しい人間関係をつくる。④説得より納得。⑤急激な変化を避ける。⑥孤独に放置しない。⑦わかり易い言葉で簡潔に伝える。⑧その業績、趣味、慣れ親しんでいた物、人、場所などの話をし現実への見当づけをはかる。以上のことに留意し、痴呆性老人と接する。

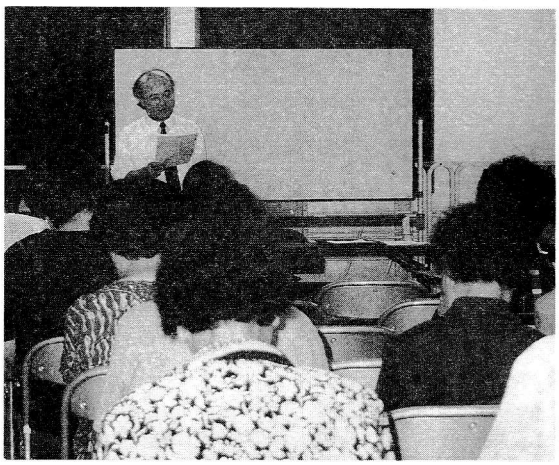

最後に、在宅で介護するにあたり、その負担を少しでも軽減するための介護法として、①老人ができることについては、手も口も出さない。②できないことを無理にさせるのでなく、手を貸す。③危険なこと以外は、見てみない振りをする。④説得や訓練はしない。⑤他の家族も介護に誘い入れる。⑥遠くの親戚より近くの他人と協力。⑦介護者の生活パターンは出来るだけ変えず、自由な時間をもつ。⑧できるだけ多くの介護サービスを利用する。⑨介護は、介護者の生活の全てではなく、その一部とする。などのことを参考とし、介護を楽しむ余裕をもつようにしたい。

以上のような講演の内容でありました。痴呆性老人に対する理解の重要性を知り、痴呆性老人として画一的に対応するのではなく、個々の人として個別性を重んじ接することが大切だと感じました。又、心と体の状態を分けて考えるのではなく、全人的アプローチを心掛けることが必要と思いました。

動き出した東部地区

東部地区　池田俊子

九月三十日、「前橋・在宅ケアネットワークの会」東部地区の会合がありました。一九九八年九月より二ヶ月毎に一回の例会は八回目になります。しかし、この八回目は第二の発足ともいえるものですので、その経過を簡単に列記してみます。

一九九八年

○九月二十四日　於：朝日町加藤医院内。出席者六名。会長、事務局長、出席して資料配布、この会の必要性説明。

○十月二十九日　於：朝日町加藤医院内。出席者六名。後日、東部地区代表自治会長大塚さんにパンフレット委託。各自治会長への説明認識を依頼する。

一九九九年

○一月二十一日　於：第二コミュニティーセンター。出席者七名。次回計画話し合い。

○三月二十五日　於：第二コミュニティセンター。出席者八名。加藤先生より介護保険について勉強する。

○五月二十七日　於：第二コミュニティーセンター。出席者七名。他地区の活動事例を紹介してもらうにしても会員が少なくては始まらないので地域に呼びかけてみよう。

○七月二十九日　於：第二コミュニティーセンター。出席者七名。深代さんが主旨説明文、申込用紙等計三六〇枚作成して持参。町別に分担して民生委員、自治会長に届けて町内回覧を依頼し、八月二十日回収に伺うことにする。

○八月二十六日　於：第二コミュニティーセンター。反応あり、新しく二十名申込があった。会員のご近所の関心のある方への説明によるものもあるが、ほとんど回覧のみで、後日口コミがあればもっと入った方があったと思うとのご意見もあった。合計三十二名となり九月三十日に顔合わせ会を計画し、事務局と新会員に連絡、出席をお願いして回った。

○九月三十日　於：第二コミュニティセンター。出席者十七名。事務局の石澤さんが資料等を用意して、主旨とボランティアのあり方、会の現状等説明、東部地区会員名簿もお配りできた。早速、会費の払込もあり、深代さんの司会により、自己紹介、今後の活動等について意見交換をしたが時間がなくて次回を期することになる。

次回への期待と不安は続くけれど、石澤さんの言う通り、気負わず、めげず楽しくをモットーにし、深代さんの言う通り、ここに寄ることが人生の縁（えにし）として、何でも言い合える地域の場として福祉への関心と要望を出すこともボランティアの基本だと思いました。

早速その私の要望を三つ。

(一)　一昨年、各ディケアセンターに通所している方の介護者の本音というか悲鳴も聞こえてくるようなアンケート調査のまとめは、とても有意義で、いっしょに死のうと思った事があるという声もあり、心に残っています。立派な製本で非常にたくさん配布されたのを覚えています。会のPRに一役買ったとは思いますが、その後それがどう取り上げられたか反応はどうか、もっと研究課題にされないと、もったいないと思いますが……。

(二)　私はボケ老人を支える会（わたぼうし）に十年来会費を送るのみの会員ですが、その会報による体験記録や専門家の助言は在宅介護の具体的な悩み、老人の実体の変化等よーくわかりますし、介護者のつどいの生の声は涙と笑いの中で心にじーんとこたえるもので、申し訳ないけれど本当の勉強になります。この会も介護者の会とかホスピス研究会とか横のつながりを持つことも良いのではと思います。

(三)　また運営、連絡員会議の場合、男性が半分くらいいらして、社会もいい方向になってきたと感じ、女性ばかりの会議（特に年輩の方）ともすれば、愚痴の場、自己主張的になり、テーマからそれて時間超過することがあるのですが、その点半数の男性のおかげ？で課題にそって1・2・3と進められる事、やはり男女両方いる事は大切なのだと思いました。以上感想三つと東部地区の歩き始めの経過を記しました。

幸せをはこぶ群馬トヨペットの福祉車両
乗る方に応じた使いやすさと優しい配慮で、
豊富な車種とバリエーションをご用意しております。

写真はイプサムウエルキャブタイプB
お客様相談フリーダイヤル 0120-29-5123
http://www.toyota.co.jp/p-gunma/
群馬トヨペット
本社 〒371-0841 前橋市石倉町2-6-5 TEL.027-251-5111(代)

地区活動を応援します

第三回総会で承認された地区活動の支援金について、九月十八日の運営委員・連絡員会議で検討した結果、次のように決まりました。

●年間一七〇〇〇円

会場費や講演会の謝礼など、活動には費用がかかります。この地区活動に対して、一年間で一七〇〇〇円の活動費が出ることになりました。

例えば講演会が五〇〇〇円、懇談会が三〇〇〇円×四回で一二〇〇〇円、合計一七〇〇〇円ということになります。地区の特徴を生かしたユニークな活動も大歓迎！大いに活用して下さい。

●手続きは簡単です

①地区活動計画書（Ⅰ）
②領収書（連絡員・責任者二名分の印鑑を押したもので、各地区で用意）

以上の①②をそろえて事務局に申請してください。その場で活動費が出ます。ただし現金を扱うことになりますので、お手数ですが必ず事務局までお越しください。

●行事がおわったら…

できるだけ早く地区活動報告書（Ⅱ）を提出して下さい。郵送、ＦＡＸでもかまいません。

●事前に計画書が出せなかったら

行事が終わってから報告書と領収書を事務局にお持ちください。支援金をお渡しします。このとき計画書は不要です。

●いつから申請できますか

六月十九日の総会以降の地区活動が該当します。前述の書式にのっとって手続きをしてください。

●申請用紙はどこにあるの

事務局にあります。地区活動を計画中の責任者・連絡員の方は、ぜひご連絡ください。

ご予定ください。

前橋市『高齢者保健福祉』公開シンポジウムのお知らせ

○日　時：12月11日（土）
　　午後1：30～
○場　所：前橋工科大学（仮）
○主　催：前橋市
○テーマ：本格的な高齢社会を迎える21世紀を目前に控え、介護保険の導入などにより大きな転換期を迎えている本市の高齢者保健福祉について考えます。
○パネラー：

- 斎藤　浩氏　前橋・在宅ケアネットワークの会会長（コーディネーター）
- 直田　靖彦氏　前橋市医師会副会長
- 大野　絢子氏　群馬大学医学部教授
- 飯嶌はま子氏　JA前橋市生活指導課長
- 山田　謙次氏　野村総合研究所主任研究員
- 高橋　清氏　前橋市保健福祉部長

(Ⅰ)

前橋・在宅ケアネットワークの会
地区活動計画書

1　地区名
2　開催日時
　　年　月　日　　時　分～　時　分
3　場所
4　参加予定人員
5　行事責任者
6　活動予定
　①例会
　②講演会
　③研修会
　④懇話会
　⑤その他

●　活動予算金額　　円

(Ⅱ)

前橋・在宅ケアネットワークの会
地区活動報告書

年　月　日

開催日	年　月　日（　曜日）	時　間	時　分～　時　分
場　所		出席人数	
地区名		報告者	

活動内容

活動費受領金額　　円

編集後記

十月一日から要介護・要支援認定の申請受付がはじまり、介護保険制度のスタートに向けて、様々な動きが見られています。

わが会でもＮＰＯ法にのっとって法人格を取得すべく現在着々と準備が進められており、この法による法人格を取得することが、社会的信用度を高め、「責任のある団体」として認められる良い機会でもあります。

今号は各頁とも介護保険の記事で埋っています。編集しながら良い勉強をさせてもらいました。

さて、台湾をはじめ各地で大地震が発生し、多くの犠牲者が出ており、多くの国から救援部隊もかけつけ救助活動が続けられています。わが国でも、いつ同じようなことが起こるかもしれません。備えだけは忘れずにしておきましょう。

最近は日曜日ごとに、近くの小・中学校や幼稚園等でにぎやかな運動会が開催されています。家族が弁当持参で同じ目標に向かって努力する姿は尊いもので、必ずや良い思い出がたくさんつくられるものと思います。

また、山は紅葉しはじめ、各紙でも大きく報じられています。お互いに心して楽しい日々を過ごしましょう。（くらばやし）